## 四日市市選管告示第57号

平成28年11月27日執行の四日市市長選挙における期日前投票所を次のとおり設けるので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項による読み替え後の第41条第1項の規定により告示する。

平成28年11月20日

四日市市選挙管理委員会 委員長 市橋 愛爾

期日前投票所	場所	期間
四日市市第一	四日市市諏訪町2番2号	
期日前投票所	四日市市総合会館1階 ロビー	平成28年
四日市市第二	四日市市塩浜町1番地11	11月21日
期日前投票所	三重北勢健康増進センター1階 研修室	から
四日市市第三	四日市市富田二丁目4番15号	平成28年
期日前投票所	四日市市防災教育センター2階 防災センター	11月26日
四日市市第四	四日市市曽井町391番地2	まで
期日前投票所	中消防署中央分署3階 多目的ホール	
		平成28年
	四月末去茶火町1900乗地	11月24日
四日市大学	四日市市萱生町1200番地	及び
期日前投票所	四日市大学 情報センター1階 ロビー	平成28年
		11月25日

(選挙管理委員会事務局)